

「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会」の
審議内容等の取扱いについて

1. 審議内容について

- (1) 「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会」(以下「委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。
ただし、次に掲げる場合であって委員会で非公開とする決定をしたときは、この限りでない。
- ① 審査・評価に関する調査審議など公平・公正な審査に影響を及ぼすことが懸念される場合
 - ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合
- (2) 委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。
- (3) 事後評価結果等は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

2. 委員等の氏名について

委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
ただし、評価部会の委員等の氏名は、事後評価結果の公表後に公表することとする。

3. 会議の傍聴について

- (1) 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、委員会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。
- ① 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
 - ② 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
- (2) 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、委員長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- (3) 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- (4) 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- (5) 委員長は、登録傍聴人が、(2)の規定による許可を受けず、若しくは(3)の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。